

旗手 勲

『日本における大農場の生成と
展開——華族・政商の土地所有——』

浅田 喬二

本書の特徴——まず本書は、著者が過去十年以上にわたって
克明に検討されてきた華族・政商による土地所有の研究を集大成
されたものであり、同時にわが国におけるこの種の研究の集
大成でもある。つぎに本書は、日本農業において、寄生地主的
土地所有が支配した根拠を、「半封建的土地所有」や「日本資本
主義の後進国的類型」や「アジア的生産力の停滞性」などに
求める「旧説」にたいして、土地の所有と利用の経済学的規定
づけを試みながら、間接的な批判を提出されている、いわば問
題提起の著書である。さらに本書は、日本農業における土地利

用が、資本家的直営経営と地主的自作経営へ分岐していく構造
的要因を、単に過去の業績の再評価によって究明するのではな
く、蜂須賀農場と小岩井農場の精緻な実証分析を通じて明らか
にされている点で、注目すべき著書である。

二

本書の課題と内容——本書の課題はつぎの三点におかれてい
る。①戦前における日本地主制の頂点に位置した旧領主や政商
などによる土地所有の成立過程とその内容の検討、②これらの
土地所有者が土地利用をめぐって資本家的直営経営と地主的自
作経営に分岐・展開していく過程と要因の史的分析（取扱う時
期は明治期に限定）、③以上の分析を通じて、間接的に、戦前
における地主的土地所有の個別的な性格と、零細分散農耕制が支
配した日本農業の特殊性の解明（三頁）。そこで、第一篇「大
農場成立の社会経済的背景」では、地租改正を契機とする領主
的土地所有の否認、地主的土地所有の法認の後の旧領主層の経
済的再生の具体的様相、明治政権の支配体制整備にともなう華
族・政商・上層官僚の土地所有への動き、そしてこれらの土地
所有者による輸入農法にもつく大農式直営農場の成立事情を
検討する。第二篇「小作制大農場の展開過程」では、戦前最大
の華族農場といわれ、また典型的な小作制大農場として展開し

た、北海道の蜂須賀農場を指標としながら、日本農業における「小作制大農場の成立過程」(一〇頁)を検討する。第三篇「資本家的大農場の展開過程」では、三菱財閥が経営し、現在でもわが国最大の資本家的農場に発展している、岩手県の小岩井農場の事例分析を通じて、「日本農業における資本家的経営の成立と展開の条件」(二〇七頁)を分析する。そして「結論」では、以上の蜂須賀農場と小岩井農場の成立ならびに展開過程を比較検討して、日本農業一般において、実際の土地利用が、地主的「小作経営」と資本家的「直営経営」に岐分していった条件と要因を整理する。

以下各篇の内容を要約するとつぎのとおりである。

第一篇——地租改正・秩禄処分の歴史的過程をへて、明治政権の新支配者階級に編入された旧公卿・旧領主などの華族、新官僚、政商を頂点とした資本家たちの経済的基盤再生・強化の方向は、明治二〇年頃までの時期には、一部を除いて土地所有の動きはまだその主流を占めていなかった。そして、旧領主層の経済的再生の大勢は、公債化された家禄を中心に、政府の殖産興業に連なる確実・有利な公債・株式や企業などへ投資して、利子寄食者となることであった。

華族制度の成立(明治一七年)と華族財産法の発布(明治一九年)を契機に、さらに当時における土地所有の安定・有利化

を背景として、旧領主・政商・上層官僚の地主化の動きが活発となり、とくに帝室御料地の設定、明治憲法の発布・帝國議會開設(明治二一―二三年)を契機として、この土地所有の動きは拡大し、入会官取地・官有未開地・海面干拓地などの無償または低価格での払下げをうけて、これらの支配階級は一挙に巨大不在地主にのしあがる。そして、これらの土地所有者は地主化の要求を前提としながらも、以後しばらくの間は、その多くが殖産興業の農業版としての直訳模倣的な大農式直営農場を開設する。

このような企業的農場を開設した理由は、(一)取得した官有地の多くが、「耕境」・「辺境」に位置したため、自然的条件からいっても、牧畜直営大農場に好適であったこと、(二)当時における企業熱の勃興や鉄道・海運などの交通条件の発展を背景にして、明治二〇年代初頭に大農論が盛んに流行したこと、(三)この頃から畜産の振興や農産物価格の上昇を契機に、殖産興業政策に呼応して、日本農業のなかにも、資本集約的な大農経営に転換しようという希望が起きたこと、などであった(五七頁)。しかし、これらの直営農場の多くは、原生的な生産力の低位性や労働力の不足と未熟さ、そして輸入農業機械や農法などの未消化、さらに農産物市場の未発達にもとづく経営損失の増大と資本力の限界などの諸要因の結果、大農経営をめぐる資本家的な

生産・流通条件の順調な発展を促進することができず、当初目的とした資本家的な諸関係の回転と拡大に失敗してしまった」（七一頁）。そして、明治三〇年前後を境にして、小作制農場へ移行する。

第二篇——このような直営大農場を実施した華族組合農場の解体（明治二二—二六年）のあとをひきうけて成立した蜂須賀農場は、ひきつづき洋式大農法による直営大経営を試行するのであるが（当初から小作制開墾を併用）、大農式機械体系の成立困難、社会的分業の未成熟にともなう生産物・労働力市場の脆弱性のために、農場経営は重大な危機に直面する。明治二九年には直営方式を全廃して、土地所有と地代収取を基軸とする地主農場に全面的に転換する。そして、明治三〇年代後半からみられた畑作生産力の向上と市場条件の整備につれて、次第に農場経営発展の基礎が固まり、とくに明治三七年の農業用水路の完成を契機として、四〇年以後造田面積が拡大し、小作制大農場としての体制を確立する。これは農場が水利条件に恵まれた地域に立地していたため、灌漑排水や造田などの土地投資を中心にし、土地そのものの人為的改善を目標にして、小作料の増大をはかろうとしたものである。このように蜂須賀農場は、開田を中心とする地代形成的な土地合体投資によって、小作人の稲作経営を拡大して、地代収取を目標にした小作制大農場とし

て発展する。

第三篇——小岩井農場は国有地の特権的な払下げをうけて、明治二四年から牧畜中心の直営経営をおこなう。農場所在地である岩手山南麓は、盛岡市から約三里という市場・交通条件のめぐまれた位置にあり、払下げ地は入会官取地であったために、農場による入会原野のエンクローズ化とともに、周辺農村における農民層分解が進行して、労働力給源が拡大し、農場は比較的容易に労働力を入手することができた。しかし、同地は火山灰土が主体をなし、永年にわたる慣行入会利用や火入れなどの結果、地力の減耗が甚だしく、原生的生産力は極めて低位であった。

小岩井農場は明治三〇年代に飼料補充用の稲墾対策として、大規模な水田直営をおこなうが、これは結局失敗し、明治四一年以後は水田を含む食料作物の作付を全廃して、合理的な輪栽式作付方法を試行する。そして、ついに輪作体系が地力再生産の基準となる。それ以降は三菱財閥の巨大な資本力を背景にして、当時の日本農業一般とは隔絶した「高等貴種」の家畜、大農式機械などに投資し、資本集約的な種畜酪農事業を主軸として、日本有数の資本家的農場に発展する。

結論——日本における土地利用形態が地主的な小作経営と資本家的直営経営に分岐する要因は、（一）農業生産資本の投下内容と

性格、(二)農産物の性格と市場の条件、(三)地力・経営の再生産構造(三三六、三五七頁)などの差異である。そして、これらの三要因は並列的なものではなく、基本的要因は生産資本の投下内容と性格である(三四九—三五〇頁)。さらにこの三要因は、農場の自然的・市場的立地条件を、その基盤とする(三三八頁)。この分岐構造の要因を、両農場について比較検討するとつぎのとおりである。

蜂須賀農場——地主的小作経営——(一)投資の重点は、灌漑排水改良などの労働手段としての土地そのものの生産的機能を直接的に向上させるような地代形成・増大的な投資にある。(二)地主的小作経営の存立基盤は、零細分散的な小農民経営であるため、そこでの生産物は労働集約的な小農生産物たる米穀である。(三)地力の再生産は、小農民の労働集約的・資本粗放的な小農技術に依存する。投下資本に対する収益率は、大正中期までは資本家的直営経営に比して有利であるが、大正中期の地主制退潮期以後には、この関係は逆転する。

小岩井農場——資本家的直営経営——(一)投資の重点は高等種畜、大型農機具などの生産手段設備等の資本の有機的確成を高度化して、利潤の形成・増大を追求するような投資にある。(二)農場生産物は小農的競争から隔絶した優秀種畜・高級乳製品などの資本集約的な畜産物である。(三)地力再生産方式は、労働節約的

な飼料畑輪作農法である。農場の収益率は、地主制の退潮期までは地主的な小作経営におよばないが、それ以後は、巨大な設備投資と市場条件の有利性によってばく大な収益をあげる。

三

以下つきの三点に問題をしばって若干の意見を加えながら疑問を提出する。

〔一〕「開発地主」と「兼併地主」の同一性と差別性についての疑問

華族・政商の土地所有は著者が全国にわたって克明に検討されたように、その大部分が「原始的蓄積期」に入会官有地・国有未開地および干拓地という「耕境」・「辺境」・「固有地」を、政府から無償または低価格で払下げをうけ、そこに大規模な開墾・干拓をおこなった「開発地主」である。本書で検討の対象とされている蜂須賀農場は、発生的には、まさにこのような「開発地主」である。そこで問題となるのは、このような「開発地」に生成・展開した蜂須賀農場の明治期の分析から、著者のいわゆるような「日本農業における支配的な地主的土地所有の存在構造」(三五四頁)の把握が可能であるかということである。いいかえれば、日本農業における小作制農場の生成・展開の条件は、「原定期開墾地主」という特殊類型の地主の分析のみか

らは困難でないかという疑問である。この疑問の根底にはつきのような考えがある。つまり、日本地主制の存在構造を検討するには、小作料収取の経済的地盤が、すでに形成されているところで、土地の兼併・集積を通じて土地所有者となった地主の運動法則こそ、日本地主制の運動法則として一般性をもちうるのではないかという考えである。というのは、地主的土地所有の展開構造は、地主的土地所有の存立基盤であり、かつこの土地所有に規制され、これと対抗関係にある農民的小経営の展開との関連で把握すべきだと思われる。もし、このように考えうるとすれば、蜂須賀農場が「辺境」に成立した「開発地主」としての形態を喪失し、内地府県と同一類型の寄生地主的土地所有に転化した以降（明治末期）の分析こそ、著者のいわゆる「日本農業における地主的土地所有の存在構造」の究明にとって、必要なのではなからうか。

「原暑期開墾地主」の分析から、日本農業における地主的土地所有成立・展開の一般的条件を求めようとされる著者の立論の背後には、つぎのような考え方があつたのではなからうか。つまり、著者は小作制農場における地主的視点からする農業生産資本の投下は、地代形成的な土地合体投資であるとされ、そして、このような資本投下は「……ひとり北海道における官有未開地の開墾農場にみられる個別の特例ではなく、本州にお

ける小作制農場や、そしてまた既墾地における地主制についても、一般的に基本的な前提として適用しうるところである。」「（一九一頁）として、「兼併地主」と「開発地主」の資本投下の内容・性格を、基本的に同一だと考えられているようである。しかし、開墾地主の場合には、このような地代形成的な資本投下は、小作料収取の経済的地盤が一応形成された後に、より一層の地代増加をめざしておこなわれる灌漑排水中心の土地投資ではなからうか。かかる段階での資本投下は、著者のいわゆる「既墾地の資本投下」と同一性格のものである。しかし、「開発地主」の場合には、このような地代形成的な投資以外に、小作料収取の経済的地盤を創出するために種子料、農具料、小屋掛料、牛馬の給与乃至貸与、食料、旅費の給与及び貸与などの「兼併地主」には全く不要の資本支出が必要である（「兼併地主」はこれらの費用は不用であるが、土地購入費乃至はこれに類似するものが必要であることはいうまでもない）。このような小作料収取の経済的地盤を造出するための資本投下は、どのような性格のものとして把握されているのであろうか。このような資本投下をおこなわざるを得なかったことは、「開発地主」の重要な特殊性の一つである。そしてこのような資本投下は、蜂須賀農場の場合には、明治二六—四〇年まで、年間支出の四—七割を占め（このなかには農場職員の給料も含まれているが、

拙著『日本資本主義と地主制』四三五頁の第一五九表参照）、北越殖民社農場の野幌農場では、明治一九一三九年の二一カ年間において、資本投下額の四割を占めている（前掲拙著、四七二頁）。

〔二〕小岩井農場を指標として、著者のいわれるような「日本農業における資本家的経営の成立条件」の把握が可能であろうかという疑問

小岩井農場は、いわば自然的・市場的立地条件が、米穀の生産に不当であった場所において、三菱財閥の巨大資本をバックにして、利潤形成的な有機的構成の高い投資をおこないながら、種畜製酪経営を実施した牧畜農場である。この直営大農場の収益率が、小作経営に比して極めて低いことからわかるように（三五―三五二頁）、もし、農場が稲作の可能な場所に立地していたならば、直営農場は例外なく小作制農場に転化して、投下資本に対する収益率の増大をめざしたであろう。小岩井農場が収益率が低く、しかも不安定で危険をとまなうこの直営大農場を経営したことは、なんといっても、三菱財閥の巨大資本力の存在が、大きく作用したことはいうまでもなからう。このように小岩井農場は、自然的・市場的立地条件が米穀に適しないという条件のもので、必要悪として、全く消極的な意味において、牧畜直営経営を継続したものであるといえるであらう。

う。そこで、三菱財閥を背景にした小岩井農場の直営経営は、資本家的直営農場としては特殊的・例外的な存在であったと考えられる。かくして、このような特殊的・例外的な直営農場と考えられる小岩井農場の分析から、著者のめざしているような「日本農業における資本家的経営の成立条件」（三五四頁）の一般化は困難ではなからうか。つまり、小岩井農場は日本における資本家的農場の成立・展開の一般的要因の把握にさいして、適当な分析対象とはなりえないのではないかと疑問である。

日本農業における資本家的経営成立・展開の一般的条件を主張しようような農場は、小作経営と不可分に結合している直営農場ではなからうか。というのは、日本における資本家的経営は純粹に直営的なものではなく、小作制度と結合している農場（両者の比重は農場によって、また時期的にも異なる）ではないかと考えられるからである。それ故、このような小作経営（田・畑・牧場・山林原野・牛馬小作などを含む）と結合した直営農場が、小作制を廃棄していく歴史的過程から、資本家的直営農場成立・展開の一般的要因を追求すべきではなからうか（部分的には、このような分析視角をとられている箇所もあるが、その場合は人夫提供の側面だけからしか検討されていない、三一〇―三一五頁）。いいかえれば、日本農業における資本家的直営経営成立の一般的条件を把握しようとする場合には、

小岩井農場のように、小作経営との結合が極めて稀薄であったような直営農場ではなく（この稀薄であったこと及び結合の性格が「近代的」であったことは三菱財閥の資本力が大きく影響している）、小作経営の導入が、直営農場持続のうえで不可欠の要素となつてゐるような牧畜直営農場こそ、分析対象として適当ではないかということである。

小作経営と不可分に結合してゐる直営農場はつぎのような特徴をもつてゐる。(i)小作経営の導入は農場の臨時労働力を恒常的に確保するためのもの（この場合小作料は無料乃至低廉）、(ii)小作料に飼料作物を指定して、農場の飼料作物栽培の労働力を實質的に軽減するもの、(iii)牛馬小作・冬期預託乃至全期間預託」という小作形態を採用して、牧畜経営の労働力を軽減するもの。このような小作経営を、牧畜直営経営成立の不可欠の要素として結合してゐる直営農場こそが、日本農業における資本家的牧畜経営の支配的な存在形態ではなかったかと考えられる（これの北海道での実証は前掲拙著、四四一―四四二頁参照）。もし、このように考えうるとすれば、著者が資本家的農場を最左翼におき、地主的な小作経営を最右翼において、農場経営の形態を五つに分類されてゐる場合の、第二形態・前田農場にみられるような事例が（三四二―三四六頁）、日本農業における資本家的経営の成立条件を究明する場合に、一般性を主張しうるような分

析対象であるとはいえないであらうか。

（三）分岐要因の分析視角についての疑問

著者は日本における土地利用が、資本家的直営経営と地主的な小作経営に分岐する三つの要因の基盤は、農場の自然的・市場的立地条件であるといわれている。このことは、農場が小作制農場となるか、資本家的直営農場となるかの基盤は、農場が労働集約的な小農生産物としての米穀の生産に適しているか、あるいは資本集約的な牧畜経営に適しているかにある、とこれないであらうか。もし、このように考えうるとすれば、自然的・市場的立地条件が稲作に適しておれば小作制農場へ、牧畜に適しておれば直営農場へというように、規定的な分岐要因が、立地論的に単純化・矮小化される危険性はないであらうか。というのは、分岐する「構造的要因」（一九〇頁）を、単に立地論的にのみとらまえることができるにすぎず、日本資本主義の構造的特質からくる社会経済的条件との関連のもとで、把握することができなくなるからである。つまり、第一篇の「大農場成立の社会経済的背景」の分析が、無意味になつてしまふ結果になると考えられるからである。勿論、著者は日本資本主義と農業をめぐる諸問題は、残された課題の一つとされているが（三五五―三五六頁）、著者が第一篇で克明に検討された範囲でも（第一篇では「明治初期における最大の資本と土地の所有

者となった華族・政商を指標として、日本における大土地所有の形態と内容の整理を試みた。』（三五四頁）のであるから、この問題は解けると思うが、どうであろうか。

この問題を蜂須賀農場の分析に即していえるは、著者か蜂須賀農場を小作制大農場として生成・展開させた「構造的要因」を、極言すれば、という注釈を加えながらも、水利改良——稲作——小作米販売の過程だというように定式化されているか（一九〇頁）、この定式化はどうであろうか。蜂須賀農場が著者のいわれるように、農場の自然的・市場的土壌条件が、直営経営に不適であったこと（その基本的理由は生産物ならびに労働市場が狭隘であったこと——社会的分業の未成熟、一九〇頁）、逆にいえる稲作の可能な地域に立地していたということから、直ちに、無媒介的に小作制農場へ移行しうる条件を具備していたといえるであろうか。この小作制農場への移行が可能なのは、高率小作料の収取を可能ならしめるような社会経済的体制が、すでに日本農業のなかに形成されつつあったということか必要なものではなからうか。つまり「地代範疇」の絶対的優位・高率小作料の収取を可能ならしめるような体制的保证が、日本農業のなかに、すでに形成されつつあったからこそ、蜂須賀農場は小作制農場へ移行しえたという、社会経済的媒介環が必要ではなからうか。かくして、土地利用の形態か、地主的な小作経営と資本

家的直営経営に分岐する要因分析には、以上のような社会経済的媒介環を一本入れなくてはならぬであろう。このような分析視角が正しいとすれば、蜂須賀農場を、日本農業における小作制大農場の成立構造という視角から検討するには、土地利用の形態のみならず、地主小作関係の総体、地主支配構造の形成過程、小農民経営の存在構造などの側面から、全体的に分析すべきであろう（監修者序言では、小農生産の分析が、この叢書では欠如しているとのべられているが）。

著者は以上の如く、分岐要因を土地利用の形態のみから検討した当然の結果として、地主的な小作経営と資本家的直営経営を段階差ではなくて、並列的なものとみるに至っているが、これは社会経済的分析の欠如が端的にあらわれたものといえるであろう（幕末・維新期の農民層分解の深度と性格から考えても、並列的とみるのは無理なのではなからうか）。

四

本書では、著者自身ものべられているように、個別具体的な事例と、それについて著者の積極的見解を提示することに主力をおき、論争的なことはすべて避けておられるので（一一頁）「封建論争」に関連する問題については、ここでは疑問点を提出するだけにとどめておいて、私の意見は著者の「旧説」にた

いする全面的批判をまづて展開したいと思う（著者は全面的批判を残された課題の一つとされている、一一頁）。〔華族・政商の土地所有はいかなる性格・類型の土地所有として把握すべきかの問題。〕小岩井農場は成立当初から資本家的経営といえるかどうかの問題、これは著者のいわれる一種の雇役制度を、どのような性格のものとして規定するかの問題とも関連する。〔著者は華族と政商の土地所有を、華族・政商の土地所有というように、一括して取扱われているが、この両者の土地所有の性格の同一性と差別性はどのように考えるべきかの問題。〕

以上若干の問題にしほって、疑問の提出なり、批判なりを試みたのであるか、これらは私の読みの浅さに起因しているかも知れない。もし、そのような点があったら、寛谷とともにご教示をお願いする。さいごに、著者の「旧説」にたいする全面的・体系的批判を期待したい。（一九六四・一・七）